

SusHi Tech Tokyo 2024 ショーケースプログラム実施運営業務委託 技術提案実施要領

- 1 契約番号
23-006
- 2 件名
SusHi Tech Tokyo 2024 ショーケースプログラム実施運営業務委託
- 3 履行場所
東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会が指定する場所
- 4 契約期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日まで
- 5 契約方式
希望制指名競争入札（総合評価方式）
- 6 応募要件
以下に記載するアからオの要件に該当すること。
ア 約 2,000 人規模の集客を伴うイベントの実施実績があること。
イ 東京都競争入札参加資格 営業種目 120「催事関係業務」に登録があり、「A」の等級に格付けされていること又は他県等で同等の格付けがされていること。
ウ 東京都暴力団排除条例（平成 23 年 3 月 18 日東京都条例第 54 条）に定める暴力団関係者又は東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第 5 条第 1 項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る。）でないこと。
エ 東京都の令和 5・6 年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、指名停止期間中でない者。
オ 秘密保持誓約書に記載の誓約事項に誓約すること。
- 7 希望申出期間
案件公表から令和 6 年 2 月 22 日（木）午後 6 時まで
- 8 希望申出方法
希望する場合は以下の Google フォームを通じて受け付ける。応募に際しては、以下の書類を準備すること。
ア 前述 6 アの要件を満たすことを示す資料（業務委託契約書の表紙及び仕様書等）
イ 東京都物品買入れ等競争入札参加資格受付票の写し※ 1
ウ 東京都入札参加資格審査結果通知書の写し※ 1
エ 秘密保持誓約書

オ 基準日※2から起算して3年以内に国、東京都又は他自治体から指名停止を受けたことがある場合は、その決定通知文書の写し

※1 他県等の場合は、これに準じた資料を提出すること

※2 2024年1月1日

希望申請フォーム：<https://forms.gle/emLsRpWmDx3gb3GG7>

9 業者等選定委員会の開催

- (1) 希望申出の受付後、指名業者の選定について、応募要件、該当性などから、「東京ペイエSGプロジェクト国際発信実行委員会 業者等選定委員会」において決定する。
- (2) 指名等通知は、令和6年2月27日（火）に希望申出の際に登録されたメールに送付する予定。なお、希望申請届の提出があっても、必ずしも指名されとは限らない。
- (3) 指名通知とあわせて委託者から資料※3を提供する。指名業者は、資料※3をもとに、令和5年度に実施したプログラム企画案の検討・コンテンツ等の準備状況を踏まえ、技術提案書等を作成すること。

※3 送付する資料は以下のとおり

- ・各種マニュアル案（会場運営マニュアル、輸送運営マニュアル）
- ・実施運営計画 Ver2.0 及び概要版（以下、「実施運営計画」という。）
- ・各会場施設管理者及び使用料一覧
- ・物品一覧（賃借物・造作物・制作物）
- ・ステージプログラム・出演者等一覧
- ・効果測定実施項目一覧
- ・行政機関調整状況一覧
- ・連携イベント一覧

10 仕様説明会

仕様内容について説明会を以下のとおり開催する。なお、技術提案書の提出にあたっては、可能な限り仕様説明会に参加すること。

- (1) 開催日時
令和6年2月28日（水）午後5時予定
- (2) 開催場所
オンライン開催（予定）
- (3) 出席者
各社2名以内

11 質問等

実施要領及び仕様書についての質問は、以下の期間内に受付・回答する。なお、口頭での質問は一切受け付けない。

(1) 質問期間

仕様説明会終了後から令和6年3月4日(月)午前10時まで

(2) 質問方法

上述の指名等通知を送付する際に通知する Google フォームを通じて質問を送付すること。

(3) 回答方法

電子メールにて参加者全員に通知する。

なお、参加者全員から質問がない場合は通知しない。

(4) 回答日

令和6年3月4日(月)午後5時頃

12 技術提案書等に関する評価項目並びに評価基準及び評価の配点

「SusHi Tech Tokyo 2024 ショーケースプログラム実施運営業務委託落札者決定基準」(以下「落札者決定基準」という。)による。

13 技術提案書等の様式

詳細は別紙5 技術提案書作成要領参照。

14 技術提案書等の提出方法及び期限

別紙「総合評価に係る技術提案書」に関する留意事項」による。

15 落札者の決定方法

「落札者決定基準」による。

16 その他

(1) 企業単体もしくは共同企業体(JV)もしくは共同事業体(コンソーシアム)での入札も可能とする。その際、共同企業体もしくは共同事業体に参画するいずれかの会社が、応募要件に記載した業務実績を有することが必要となる。

(2) 技術提案応募にかかる費用は応募者の負担とする。

(3) 企画案作成に当たって第三者の著作権等に抵触する恐れのあるものは、応募者の責任において適正な処理をすること。

(4) 応募書類は返還しないため、あらかじめ写しをとる等の措置をすること。

17 スケジュール

希望申請受付期間	案件公表から令和6年2月22日(木)午後6時まで
指名等通知	令和6年2月27日(火)
仕様説明会	令和6年2月28日(水)午後5時予定
質問受付期間	指名等通知後から令和6年3月4日(月)午前10時まで
入札・技術提案書受付期間	令和6年2月27日(火)から令和6年3月21日(木)午後6時まで

辞退届受付期間	令和6年2月27日（火）から令和6年3月20日（水）午後5時まで
企画提案等審査会による技術審査	令和6年3月26日（火）予定
再度入札	令和6年3月27日（水）※技術審査後、予定価格以下の事業者がいなかった場合に限り、別途通知
結果通知	審査終了後、速やかに通知

18 担当者

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事務局

（東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内）

tokyobayesg2024(at)gmail.com

「総合評価に係る技術提案書」に関する留意事項

I 技術提案書作成に関する留意事項

以下のとおり技術提案書等を提出すること。

1 提案内容

(1) 提出書類

本入札に必要な総合評価の評価資料として、次の資料を提出すること。

ア 技術提案書（30ページ以内）

正本（社名等を表紙に記載したもの）

副本（表紙に社名等の記述押印をしていないもの）

イ 技術提案書要約版（5ページ以内）

正本（社名等を表紙に記載したもの）

副本（表紙に社名等の記述押印をしていないもの）

ウ 見積もり内訳記入用紙（見積価格を入力したもの）

正本（社名等を表紙に記載したもの）

副本（表紙に社名等の記述押印をしていないもの）

(2) 提案対象

落札者決定基準の評価項目及び「SusHi Tech Tokyo 2024 ショーケースプログラム実施運営業務委託技術提案書作成要領」（以下「技術提案書作成要領」という。）を参照しながら、仕様書に基づき提案すること。

(3) 留意事項

ア 技術提案書の作成に当たっては、別紙5「技術提案書作成要領」を参照すること。なお、技術提案書本文中に社名等、提案者を特定・類推できるような情報は記載しないこと。また、技術提案書には提案に係る責任者を明記すること。

イ 表紙には、表題として「SusHi Tech Tokyo 2024 ショーケースプログラム実施運営業務委託」と記載すること。

ウ 目次、ページ番号を記載すること。

エ 要約版は、技術提案書に記載されている内容のみで構成し、落札者決定基準別表に記載する評価項目との対応がわかりやすいものとなるよう留意すること。

オ 提案内容は、文章で簡潔に記載し、必要に応じて文書を補完するための図表等を使用し、分かりやすく表現すること。やむを得ず専門的な用語等を用いる場合は、必ず注釈を付記すること。

カ 技術提案書の本文記載は10ポイント以上の文字の大きさとすること（付属図表等に関する文字の大きさはこの限りでない。）。

- キ 各ページ右肩に当該頁が落札者決定基準別表に記載する評価項目のどの項目に該当する事項に関する記述なのか項目番号を示すこと。
- ク 技術提案書の正本については、表紙に商号又は名称、住所、代表者氏名（代理人の登録がある場合には代理人の住所及び氏名）及び担当者氏名・連絡先を記載すること。押印は不要とする。
- ケ 技術提案書には入札金額がわかる記載をしないこと。ただし、特に注記したい特定の項目に関する経費額のみを記載するなど、入札金額そのものが判断できないような記載はその限りではない。
- コ 様式1の入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を入力すること。
- サ 落札決定に当たっては入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とする。
- シ 書類の作成に要する費用は、提案者の負担とし、提出書類は返却しない。
- ス 提出した技術提案書は、書き換え、引き換え、または撤回することはできない。
- セ 技術提案書、入札書及び参考資料として提出した書類は、「SusHi Tech Tokyo 2024 ショーケースプログラム実施運営業務委託」の総合評価に関してのみ使用し、かつ、仕様書の付属書類として契約を構成する文書の一部とし、本委託の対象業務に含むものとする。

2 技術提案書及び入札書の提出について

(1) 提出方法

上記提出書類は、業者指名通知の際に別途案内する Google フォームを通じて PDF 形式で提出すること。また、社名等の記述押印をしていない副本については、両面カラー印刷にて10部出力のうえ、下記提出日時までの消印で仕様書に以下の宛先に送付すること。

(2) 提出期限

- ア 受領期限 令和6年3月21日（木）午後6時まで必着
- イ 宛先 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第一本庁舎 11階 北側
東京ベイ eSG プロジェクト国際発信実行委員会事務局
(東京都政策企画局計画調整部プロジェクト推進課内)

(3) 技術提案応募の辞退

技術提案応募を辞退する場合は、業者指名通知の際に別途案内する Google フォームを通じて令和6年3月20日（水）午後5時までに辞退申請を完了してください。

3 企画提案等審査会による技術審査

別途設置する「企画提案等審査会」において、提出書類、各社からの説明及び質疑により審査を行う。落札者の決定については「落札者決定基準」によることとする。技術審査については、令和6年3月26日（火）での実施を予定している。詳細の時間等については、技術提案

書等の提出後、対象となった参加者のみに連絡するものとする。

II 技術審査に関する留意事項

1 出席者について

技術審査には、技術提案書に記載された責任者が出席すること。

また、補助者として、技術提案書に記載された業務主任等が出席することも可とするが、その場合、責任者を含めて5名以内とすること。なお、補助者が説明及び質疑に対する回答を行うことも可とする。

2 自己紹介等

技術審査時の自己紹介の際は、「本案件の責任者です。」「本案件の業務主任です。」等のように発言し、事業者名、個人名等が特定されるような発言は厳に謹むこと。

また、社章、名札、封筒等、事業者名や個人名等が特定できるものを身に着けること、机上等に置くことを禁ずる。

3 審査当日

- (1) 事前に指定された時間までに集合すること。(ただし、指定時間の15分以上前の集合は禁ずる。)
- (2) 技術審査における追加資料等の提出は一切認めない。
- (3) 技術審査における技術提案書の説明は20分以内とする。その後、15分程度の質疑時間を設ける。
- (4) 質疑の時間が限られているため、質問に対しては簡潔に回答すること。
- (5) 携帯電話の電源は必ず切ること。また、録画、録音機器等の持込みを禁ずる。